

平成28年度日本学生支援機構 「特に優れた業績による返還免除」の申請について

平成16年度から、大学院第一種奨学生の貸与を受けている学生で、本年度中に貸与が終了する学生を対象に「特に優れた業績による返還免除制度」が実施されています。この制度は、在学中に特に優れた業績をあげた者を、各研究科等を経由のうえ東京大学が推薦し、日本学生支援機構が認定した場合に、課程別対象者の上限3割までが奨学生の全額または半額の返還が免除されるというものです。

申請希望者は、下記により申請してください。

1 対象者

平成16～28年度までに第一種奨学生に採用された大学院学生で、本年度中に貸与を終了（標準修業年限修了・短縮修了・退学・辞退等）する者の中、在学中に特に優れた業績を挙げた者

2 申請場所

法学政治学研究科 大学院係 窓口（法文1号館2階・平日9時～13時、14時～17時）

3 申請期間

平成29年1月12日（木）～ 平成29年2月17日（金）

※ ただし、平成28年4月～12月に貸与が終了した者については、平成29年1月23日（月）までに申請してください。その際、「奨学生減額返還願・奨学生返還期限猶予願」も併せて提出してください。

（貸与が終了する者は、貸与終了翌月から数えて7ヶ月目から返還金の引き落としが開始されます。本制度に申請を予定している者であっても、平成28年4月～12月に貸与が終了した者については、採否の結果（6月頃）が到来する前に引き落としが開始されることになります。したがって、申請者（申請予定者も含む）のうち、平成28年4月～12月に貸与が終了した者については、引き落としの猶予手続きが必要となります。）

4 申請方法

- ① 必要書類を所属する研究科等で受け取る。
- ② 「業績優秀者返還免除申請書（様式1-1, 1-2）」に必要な事項を記入・押印のうえ、必ず業績証明資料を添付する。（申請用紙に直接入力は可、修正液使用は不可です。）
- ③ ①及び②を含めた申請書類及び提出部数などを確認のうえ提出してください。

(注1) 平成29年度に貸与期間が残る者で平成29年4月以降の奨学生を継続しない者（辞退・退学予定者）も今回の申請になります。対象者は異動願（辞退）を作成し、所属する研究科等の奨学生担当係で研究科長印を押印のうえ、2月末日までに「本部奨学厚生課奨学チーム」に提出してください。

(注2) 業績優秀者返還免除申請者で返還誓約書の提出がない者については、日本学生支援機構で業績免除が不認定とされる場合があります。リレーコロセの手続きもあわせて行って下さい。
※平成22年度以降採用者については、採用時に返還誓約書を提出済みです。

(注3) 認定結果通知は、日本学生支援機構の業績優秀者免除認定委員会で認定後、日本学生支援機構または本学から各申請者に通知します。